

小城市三日月保健福祉センター 指定管理者募集要項



令和3年6月

小城市
福祉部 健康増進課

小城市三日月保健福祉センター指定管理者募集要項

小城市三日月保健福祉センター管理業務を効果的かつ効率的に行うため、施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を募集する。

1 施設の概要

名称	小城市三日月保健福祉センター（ゆめりあ）
所在地	佐賀県小城市三日月町長神田2312番地3
敷地面積	3,453㎡
構造	鉄筋コンクリート二階建て（一部地下室あり）
延床面積	2,742.3㎡（1階1,311.8㎡ 2階1,248.5㎡）
開設	平成16年11月
主な施設内容	事務室（一階）・事務室（二階）・集団検診室1・集団検診室2・保健指導室・研修室（和室）・調理実習室・浴室・トレーニング室・ダンススタジオ・リラクゼーション室・休憩室1・休憩室2
その他	館内図面・来館者数調書・収入、支出調書等の必要資料は現地説明会時にて配布

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。

ア 小城市三日月保健福祉センターの施設設備の維持管理及び運営に関する業務。

小城市保健福祉センター条例（平成17年条例第119号）に基づく小城市三日月保健福祉センターの施設設備の維持管理及び運営に関すること。

（ア） 施設の警備（別途管理基準書による。）

（イ） 施設の清掃（別途管理基準書による。）

（ウ） 施設の保守点検

浄化槽設備・自動ドア設備・エレベーター設備・消防設備・電気設備・空調設備・リラクゼーション機器・券売機器・ボイラ設備・ろ過設備・畜熱源設備・ボイラ衛生管理機器・上水道設備・下水道設備

（エ） 施設等の補修

（オ） 施設等に係る経費の支払い

電気料金（一部庁舎から電力供給あり）・上下水道料金・電話料金・燃料費・畜熱原料・コピー機借上げ料・パソコン借上げ料・電話機借上げ料・施設保守点検にかかる委託料・消耗品（新聞代、石鹸、シャンプー、ろ過機薬品、券売機ロール紙、その他消耗品）・トレーニング機器リース料

イ 小城市三日月保健福祉センターの利用の許可に関すること。

（ア） 許可申請書の受付及び許可書の交付

（イ） 利用料金の徴収、減免、免除及び還付

ウ 小城市三日月保健福祉センターの管理業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの。

（ア） 管理業務の処理に必要な体制の整備

（イ） 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置

（ウ） 防犯対策、防災対策等の利用者の安全確保に関する措置

（エ） 事業報告書の作成及び提出

（オ） 経営状況を説明する書類の作成及び提出

(カ) その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(キ) 小城市、関係機関との連携調節

(ク) 自主事業の実施（運営）

エ 小城市三日月保健福祉センター利用の促進に関すること。

オ 災害発生時等における避難所開設に伴う業務に関すること。

(2) 管理の基準

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、小城市三日月保健福祉センターの施設の適切な管理運営を行うものとする。

ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、市民（利用者）が広く利用する公の施設としての性格を十分に認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及び施設の利用促進を目指すこと。小城市三日月保健福祉センターの施設設備について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

また、小城市三日月保健福祉センター利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、小城市三日月保健福祉センター設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

イ 基本的事項

(ア) 小城市三日月保健福祉センター開館時間及び休館日

開館時間 午前10時から午後9時30分まで

休館日 毎月第3月曜日及びその翌日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その日以後で最も近い連続する休日でない2日。
12月29日から翌年の1月1日まで。

(イ) 小城市三日月保健福祉センター利用許可を小城市保健福祉センター条例等に基づき、公平かつ公正におこなうこと。

(ウ) 小城市三日月保健福祉センター管理上支障があると認められる場合、小城市保健福祉センター条例第7条の規定により小城市三日月保健福祉センター利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入場を拒否し、または施設からの退館を命ずることができる。

(エ) 小城市三日月保健福祉センター利用については、小城市主催事業を優先するものとする。

(オ) 利用料金は、小城市長の承認を得て小城市保健福祉センター条例に規定する利用料金の範囲内において定める。

また、免除、減免による利用料金収入の減収については、補填等の措置は行なわない。

a 免除、減免するもの。

(a) 小城市主催事業

(b) 小城市が必要と認める事業など。

b 免除、減免できるもの。

(a) 免除、減免を認める団体の基準については、小城市長が別に定める。

(カ) 個人情報の保護について、指定管理者は、小城市個人情報保護条例（平成18年条例第17号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。

(キ) 情報公開について、指定管理者は、小城市情報公開条例（平成17年条例第7号）を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う委託業務の内容の詳細については、小城市の指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して第三者に委託することはできないこと。
ただし、委託業務のうち、清掃、施設維持管理、警備等一部の業務については、専門の業者に委託することができる。

ウ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案内容に応じ、小城市が施設の改修を行うことがある。

エ 防火管理者を置くこと。

3 利用料金等の取り扱い

施設の利用に係る料金収入（以下「利用料金」という。）及び指定管理者の自主事業に係る収入（以下「自主事業収入」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。

ただし、決算において収支の利益が指定管理料の5%を超える場合は、5%を上回った金額を小城市と折半とする。

4 小城市と指定管理者との責任分担

小城市と指定管理者との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に○印がついた者が負うものとする。なお、その詳細については、小城市と指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		市	指定管理者
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵があるもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵があるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵があるもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵があるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等にかかる修繕		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る大規模な修繕	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、市が指定管理者に貸与する備品の更新及び市が必要と認める備品	○	
	その他の備品	協議事項	
火災保険加入		○	
災害等不可抗力によるもの		○	○
委託業務に要する経費（上記のうち小城市が責任分担とされたものを除く。）			○

※ 「協議事項」は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第1次責任は、指定管理

者が有するものとする。

※ 「修繕」とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいい、「大規模な修繕」とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。

「修繕費」については、小城市の予算が確定次第指定管理料に上乗せし、指定管理料として支払う。

応募時については、「修繕費」は見込まずに積算すること。また、「修繕費」については年度ごとに清算し、残金が発生した場合は小城市に返還すること。（詳細は別途協定書に定める。）

5 指定の期間

指定管理者の指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

6 応募資格等

(1) 応募資格

小城市三日月保健福祉センター指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

イ 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

エ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる、暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人でないこと。

カ 税（国税及び地方税）に未納がないこと。

キ 団体であれば、法人格は必ずしも必要としないが、個人は申請することは出来ない。

(2) 複数の法人等による応募

ア 小城市三日月保健福祉センターにおけるサービスの向上や管理運営業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することが出来る。この場合は、次の事項に留意すること。

(ア) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。
また、代表となる法人等及び構成団体の変更は、原則として認めない。

(イ) グループの構成団体間における管理運営業務に係る経費に関する連帯責任の役割等については、別途協定書に定めること。

(ウ) 単独に応募した法人等は、グループによる応募の構成団体になることはできない。

(エ) 複数グループにおいて、同時に構成団体になることはできない。

- (3) 応募書類
応募書類及びその説明は、別紙1 提出書類一覧表を参照し、提出すること。
応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。
- (4) 応募書類の提出部数
11部（内正本1部）別紙1 参照
- (5) 応募に当たっての留意事項
ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、小城市は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。
イ 応募書類その他提出された書類は、返却しない。
ウ 応募書類その他提出された書類は、小城市情報公開条例の規定に基づき開示することがある。ただし、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。
エ 応募のあった法人等の名称等は、公表する。
オ 提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。
カ (3) の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。

7 指定管理者の選定方法等

- (1) 公募及び選定までのスケジュール
- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①募集要項の配布期間 | 令和3年6月18日（金）～7月9日（金） |
| ②現地（施設）説明会 | 令和3年7月12日（月）午前10時～ |
| ③公募要項等に関する質問受付期間 | 令和3年7月13日（火）～7月16日（金） |
| ④質問回答に対する回答期限 | 令和3年7月30日（金） |
| ⑤応募書類の受付期間 | 令和3年8月24日（火）～8月31日（火） |
| ⑥面接審査 | 令和3年10月上旬 |
- (2) 選定方法
選定に当たっては、まず申請書による資格審査を行ない、次に指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における内容審査を行い指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。なお、必要に応じて面接審査を行うが、この場合においては、あらかじめ日時、場所等を連絡するものとする。
ア 候補者の選定
令和3年10月上旬～10月中旬（予定）
イ 審査結果の通知及び候補者の決定
申請書を提出した法人等に令和3年10月中旬（予定）までに文書で通知する。
- (3) 選定基準
候補者の選定は、小城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成17年訓令第41号）第7条の選定基準に基づき、別紙2のとおりとする。審査は、事業計画書等を基に、最優秀者及び次点者を選定する。提案者が1者であっても、審査基準に達している場合は、指定管理者候補者選定は成立するものとする。
同点の場合については、選定委員会において協議し、最優秀提案者を決定する。
- (4) 選定対象の除外
次のいずれかに該当する法人等は、候補者の選定の対象から除外する。指定管理候補の選定を受けたものが、次のいずれかに該当することが判明したときは、選定

委員会は当該選定を取り消すことができる。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

8 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、候補者を指定管理者とする旨の議案を令和3年12月中に小城市議会に上程し、その議決を得て行うものとする。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目事項等について、協議の上令和3年度内に協定を締結するものとする。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者の指定の議決を受けた者が正当な理由なく、協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことができる。
- イ 指定管理者の指定の議決を受けた者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - a 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - b 著しく社会的信用を損なうことなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認めるとき。
- ウ 指定管理者は、施設の管理運営業務を実施するにあたって必要な職員を新規雇用する場合は、小城市内在住者の雇用拡大につながるよう配慮すること。

9 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用料金の実績等を業務報告書としてまとめ、その報告書をその翌月15日までに小城市に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、小城市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第205号）第8条に規定する事業報告書を毎年度終了後30日以内に小城市へ提出すること。

ただし、最終年度については、年度末までに事業報告書を提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年度2月末までに翌年度の事業計画書を小城市に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

小城市は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

10 事業の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることがある。この場合、指定管理者が市の指定する期間内に改善することができなかった場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。また、指定管理者がグループの場合において、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合には、市は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合は、当該管理の継続を認めるものとし、当該管理が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) 上記(1)(2)の理由により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

11 応募方法

- (1) 応募書類 別紙1を参照
- (2) 募集要項等の配布
 - ア 配布期間
令和3年6月18日(金)～7月9日(金)
 - イ 配布場所
〒845-8511佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所健康増進課 保健福祉センター係
(配布期間／ 土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)
小城市役所ホームページからダウンロードができる。
<http://www.city.ogi.lg.jp>
- (3) 応募書類の受付期間
令和3年8月24日(火)～8月31日(火)午後5時まで【必着】郵送可
(窓口受付時間／ 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで)
- (4) 申込み先
〒845-8511佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所 健康増進課 保健福祉センター係

12 現地(施設)説明会

応募方法、応募書類の記載方法等について説明会を開催する。現地説明会に参加していない団体等は、応募申請ができませんので、応募予定者は、必ず参加すること。当日は、公募要項等の資料は配布しないので、小城市役所ホームページから資料をダウンロードするなどして、各自で持参すること。
日時／ 令和3年7月12日(月)午前10時～
場所／ 三日月保健福祉センター 保健指導室
参加人数／ 応募者各2人以内
申込み方法／ 参加希望者は、令和3年7月9日(金)午後5時までに「小城市三日月保健福祉センター現地(施設)説明会参加希望申込書」(別紙3)をファックスまたは電子メールで小城市健康増進課保健福祉センター

係まで送付すること。

ファックス 0952-37-6162

電子メール kenkouzoushin@city.ogi.lg.jp

13 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、質問書（別紙4）により受付を行う。

受付期間／ 令和3年7月13日（火）～7月16日（金）午後5時まで

提出方法／ 下記の質問先へファックスまたは電子メールで質問し、電話での質問には一切応じられないので注意すること。

提出先／ 小城市健康増進課 保健福祉センター係

ファックス 0952-37-6162

電子メール kenkouzoushin@city.ogi.lg.jp

回答方法／ 令和3年7月30日（金）までにファックスまたは電子メールで回答する。

別紙 1

提出書類一覧

書類名説明

1. 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
 2. 事業計画書（様式第 2 号）ならびに A4 で 2 枚程度にまとめた事業計画書の概要版
 3. 収支計画書（様式第 3 号）
 4. 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど申請団体の概要がわかるもの
 5. 団体の定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに類する書類
 6. 法人にあっては、法人の登記事項証明書
 7. 納税証明書（直近 1 年分）
（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税等について滞納がないことを証明する書類）
 8. 申請団体の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
並びに、前事業年度の収支計算書及び事業報告書、またはこれらに類するもの（様式自由）
 9. 貸借対照表、損益計算書（過去 3 年間）
 10. 現在の組織、人員を示す書類（就業規則、給料規定等）
 11. その他小城市長が指定管理者を指定するために必要な書類
 - ※ 共同事業体を結成して公募に参加する場合には、さらに次の書類を提出すること。
 12. 共同事業体協定書兼委任状（様式第 4 号）
 13. 共同事業体連絡先一覧（様式第 5 号）
 14. 共同事業体構成団体の概要（様式第 6 号）
- ※ 応募提出書類を 1～14 の順に並べ、クリップ留めしたものを 11 部（内正本 1 部）提出すること。
なお、1・6・7・8・12 は原本を 1 部添付（正本）し、10 部はコピーを添付すること。

別紙2

選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設設置の目的が達成できること。	① 公の施設の設置目的を理解しているか。	20点
2 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。	① 市の管理方針と事業者の提案は合致しているか。 ② サービス向上のための取り組みが提案されているか。	30点
3 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。	① サービス向上及び利用拡大への取り組みが提案されているか。 ② 施設の設備・機能を活用しているか。 ③ 効率化への取り組みが提案されているか。 ④ 経費の縮減効果が具体的に明示され、十分な効果を期待できるか。	40点
4 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。	① 団体(事業者)の財務状況は健全か。 ② 類似施設を良好に運営した実績はあるか。 ③ 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 ④ 組織体制・勤務体制・責任体制が十分に確立されているか。 ⑤ 人員採用、確保の方策が提案されているか。 ⑥ 人員の指導育成、研修体制が提案されているか。	40点
5 市民(利用者)の声が反映される管理が行われること。	① 常に市民(利用者)の要望等に柔軟に対応できる体制が提案されているか。	20点
6 安全管理に関すること。	① 安全管理・危機管理への取り組みが提案されているか。	20点
7 労働福祉に関すること。	① 労働法令等が遵守されているか。	10点
8 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組む経営を理解していること。	① 環境保護及び福祉政策の趣旨を十分に理解した、取り組みが提案されているか。	20点
合 計 点 数		200点

小城市三日月保健福祉センター現地（施設）説明会参加希望申込書

参加団体名 _____

参加団体所在地 _____

連絡先（電話番号） _____

電子メール _____

参加者氏名

	氏 名	職 名
1		
2		

小城市三日月保健福祉センター指定管理者公募要項質問書

令和 3 年 月 日

団体名／
所在地／
担当者氏名／
所属・職名／
電話番号／
ファックス／
電子メール／

「小城市三日月保健福祉センター指定管理者公募要項」について、下記のとおり質問事項を提出します。

質問事項

項 目	
内 容	

※質問書の受付期間は、令和 3 年 7 月 13 日（火）から 7 月 16 日（金）午後 5 時までです。

※質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

指定管理者指定申請書

年 月 日

小城市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

連絡先(電話)

次の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (5) 課税されている団体にあっては、市長が必要とする納税証明書
- (6) 資産、活動実績及び事業の収支を明らかにする書類
- (7) その他の書類

※ 申請者において様式第 2 号及び様式第 3 号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

事業計画書

1 基本的事項

施設名			
団体名			
代表者			
団体所在地			
設立年月日	年 月 日	従業員数	
電話番号		FAX 番号	
主たる業務 内容			
団体の経営 方針			
施設の管理 を希望する 理由			
その他			

2 管理運営を行うに当たっての経営方針について

3 施設の管理について

(1) 職員の配置及び採用について

(2) 職員の研修計画

(3) 経理について

4 施設の運営について

(1)年間の自主事業計画

(2)サービスを向上させるための方策

(3)利用者等の要望の把握及び実現策

(4)利用者のトラブルの未然防止と対処方法

(5)その他(地域活動への参加、他施設との連携等)

5 個人情報の保護措置について

6 緊急時対策について

(1) 防犯、防災対応について

(2) その他緊急時の対応について

事業実施計画書(年度)

※ここでいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第 3 号

(施設名を記入)の管理運営に関する収支予算書(年度)

(年 月 日から 年 月 日まで)

収入

(単位：円)

項目	金額	内訳	備考
合計			

支出

(単位：円)

項目	金額	内訳	備考
人件費			
事務費			
事業費			
管理費			
事務経費			
合計			

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

小城市長 様

共同事業体名／
 代表者所在地／
 商号等／
 代表者職・氏名／

件 名	小城市三日月保健福祉センター指定管理者
-----	---------------------

上記件名の公募に参加するため、小城市三日月保健福祉センター指定管理者公募要項に基づき、共同事業体を結成し、小城市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は小城市三日月保健福祉センターの指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者（受任者）	<代表構成団体> 所在地 商号等 代表者職・氏名 使用印鑑
共同事業体事務所所在地	
共同事業体の構成団体（委任者）	<構成団体> 所在地 商号等 代表者職・氏名 使用印鑑
	<構成団体> 所在地 商号等 代表者職・氏名 使用印鑑
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後 3 カ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散する。また、当共同事業体の構成団体の脱退、除名については、事前に小城市の承認がなければこれを行うことができないものとする。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件

その他	1 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議する。
-----	---

(備考) 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出してください。また、共同事業体の構成団体の数が 3 者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

共同事業体連絡先一覧

年 月 日

共同事業体の名称	
----------	--

代表構成団体（担当者連絡先）

商 号 等	
代 表 者 職 ・ 氏 名 ^{ふりがな}	
担 当 者 部 署	
担 当 者 職 ・ 氏 名 ^{ふりがな}	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス	
電 子 メ ー ル	

構成団体（担当者連絡先）

商 号 等	
代 表 者 職 ・ 氏 名 ^{ふりがな}	
担 当 者 部 署	
担 当 者 職 ・ 氏 名 ^{ふりがな}	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス	
電 子 メ ー ル	

構成団体（担当者連絡先）

商 号 等	
代 表 者 職 ・ 氏 名 ^{ふりがな}	
担 当 者 部 署	
担 当 者 職 ・ 氏 名 ^{ふりがな}	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス	
電 子 メ ー ル	

共同事業体構成団体の概要

団 体 名				
所 在 地	〒			
代 表 者				
電 話 番 号		ファックス		
設 立 年 月 日	年 月			
沿 革				
業 務 内 容				
主 な 実 績				
財 政 状 況 ※過去 3 年間に ついて記入して ください	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			

応募に関する担当者連絡先

氏 名	
部署・職名	
電 話 番 号	
ファックス	
電子メール	